

1 議案名

徳島県立学校規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、徳島県立城西高等学校神山校の学科再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

教育政策課

# 徳島県立学校規則の一部改正について

教育政策課  
教育創生課

## 1 徳島県立学校規則について

この規則は、県立学校の経営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する管理運営その他の基本的事項（県立学校の職員の服務についても含まれる。）を定めることを目的とするものである。

## 2 改正の理由

個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、徳島県立城西高等学校神山校の学科再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

## 3 改正の概要

- (1) 県立学校の職員の職員証について、個人番号カードの有効期間をもって当該職員証の有効期間とすることとし、これに合わせ、職員証の様式を改めることとする。（第16条の2，様式第1号関係）

※現行の有効期間：交付（再交付を含む。）の日から起算して6年以内で教育委員会が定める日まで

- (2) 徳島県立城西高等学校神山校に設置されている「生活科」及び「造園土木科」を廃止することとする。（別表第1関係）

※ 地域と連携することにより、地域に根ざした造園教育と持続可能な環境保全型農業教育を通して、地域産業の振興や地域に貢献できる人材育成を目指すために実施した学科再編により、平成31年度入学生からの募集は、地域創生類のみとなった。

今年度末で、現在設置されている「生活科」及び「造園土木科」の全ての生徒（3年生）が卒業するため、両学科を廃止することとする。

【現行（令和2年度末）】			【改正後】令和3年度～	
農 業	地域創生類 環境デザインコース 食農プロデュースコース	1, 2年生	⇒	地域創生類 環境デザインコース 食農プロデュースコース
	生活科 造園土木科	3年生		

## 4 施行期日

令和3年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育政策課</p>
	<p>担当者名</p> <p>近 藤 渚</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 二 〇 八</p>
<p>制 定 理 由</p> <p>個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、徳島県立城西高等学校神山校の学科再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し</p> <p>一 個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とすることとした。</p> <p>二 徳島県立城西高等学校神山校に設置されている生活科及び造園土木科を廃止することとした。</p> <p>三 職員証の様式を改めることとした。</p> <p>四 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「起算して六年以内で委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

別表第一 徳島県立城西高等学校神山校の項中

業	生活科
	造園土木科
農	地域創生類
	環境デザインコース
	食農プロデューサー
	スコース

を

業
農

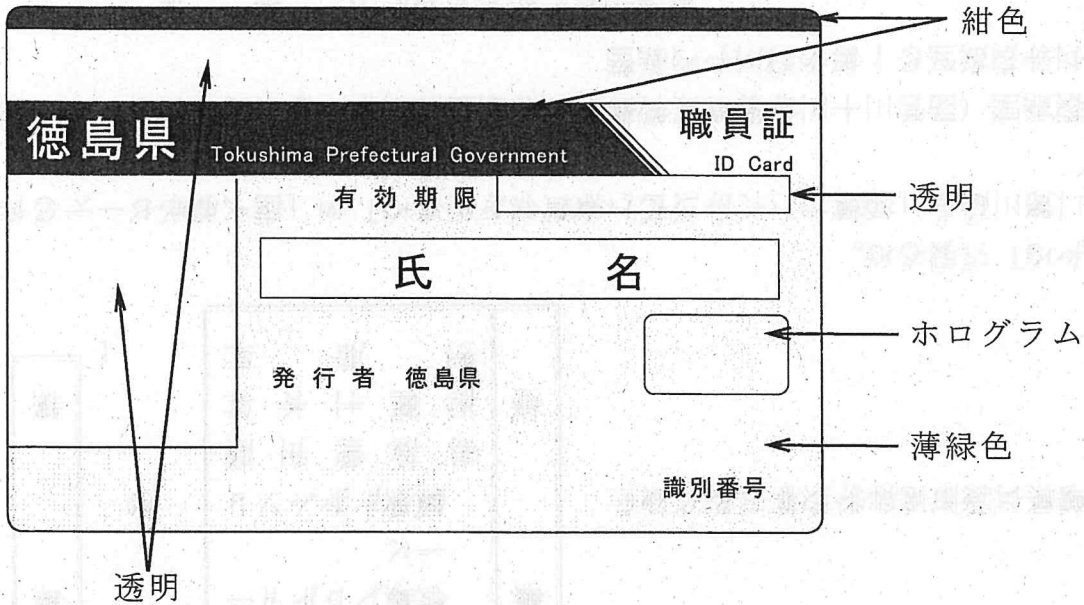
地域創生類
環境デザインコース
食農プロデューサー
スコース

に改める。

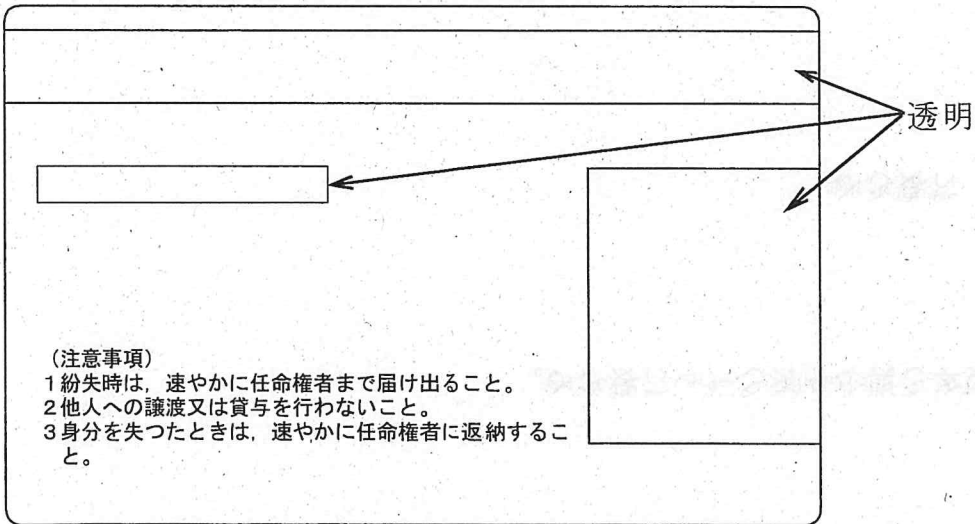
様式第一号中備考以外の部分を次のように改める。

様式第1号（第16条の2関係）

(表)



(裏)



附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（第1条）この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（第2条）この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第1項	第2項	第3項

第1項	第1号	第2号	第3号
第2項	第1号	第2号	第3号

（第3条）この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（第4条）この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第1項	第2項	第3項

第1項	第1号	第2号	第3号
第2項	第1号	第2号	第3号

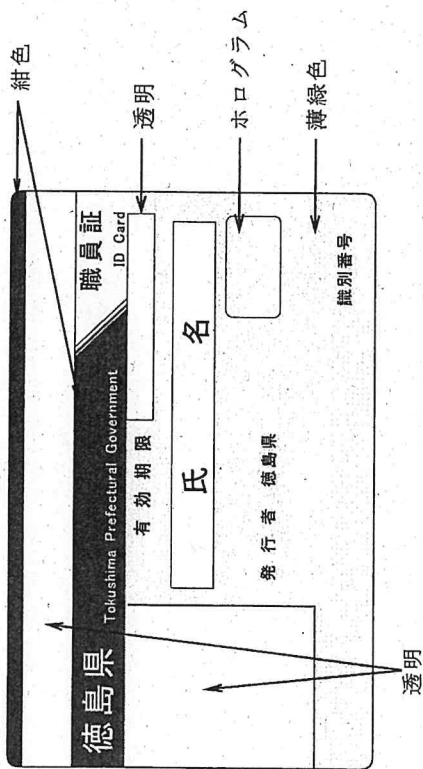


改 正 案	現 行																														
<p>第十六条の二 職員（教育長が別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）は、その身分を明らかにするため、職員証（様式第一号）の交付を受けることができる。</p> <p>2 職員は、職員証の提示に際しては、職員証を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の上に重ねて、当該個人番号カードの氏名の記載及び本人の写真の表示を確認できるようにするものとする。</p> <p>3 職員証の有効期間は、その交付（再交付を含む。）の日から個人番号カードの有効期間が満了する日までとする。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">学科及び類名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">徳島県立 城西高等 学校 神山 校</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">( 削 除 )</td> <td rowspan="6" style="width: 60%; text-align: center;">名西郡神山町神領</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">( 削 除 )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域創生類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境デザイン コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食農プロデュ ースコース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学科及び類名	所在地	(略)			徳島県立 城西高等 学校 神山 校	業	( 削 除 )	名西郡神山町神領	( 削 除 )	地域創生類	環境デザイン コース	食農プロデュ ースコース	農	<p>第十六条の二 職員（教育長が別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）は、その身分を明らかにするため、職員証（様式第一号）の交付を受けることができる。</p> <p>2 職員は、職員証の提示に際しては、職員証を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の上に重ねて、当該個人番号カードの氏名の記載及び本人の写真の表示を確認できるようにするものとする。</p> <p>3 職員証の有効期間は、その交付（再交付を含む。）の日から起算して六年以内で委員会が定める日までとする。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程 （略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 50%;">学科及び類名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%; text-align: center;">徳島県立 城西高等 学校 神山 校</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">生 活 科</td> <td rowspan="6" style="width: 60%; text-align: center;">名西郡神山町神領</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">造園土木科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域創生類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">環境デザイン コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食農プロデュ ースコース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学科及び類名	所在地	(略)			徳島県立 城西高等 学校 神山 校	業	生 活 科	名西郡神山町神領	造園土木科	地域創生類	環境デザイン コース	食農プロデュ ースコース	農
学校名	学科及び類名	所在地																													
(略)																															
徳島県立 城西高等 学校 神山 校	業	( 削 除 )	名西郡神山町神領																												
		( 削 除 )																													
地域創生類																															
環境デザイン コース																															
食農プロデュ ースコース																															
農																															
学校名	学科及び類名	所在地																													
(略)																															
徳島県立 城西高等 学校 神山 校	業	生 活 科	名西郡神山町神領																												
		造園土木科																													
地域創生類																															
環境デザイン コース																															
食農プロデュ ースコース																															
農																															

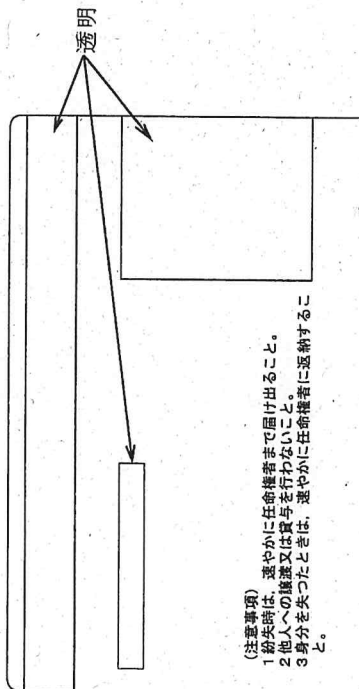
(改正案)

様式第1号 (第16条の2関係)

(表)



(裏)



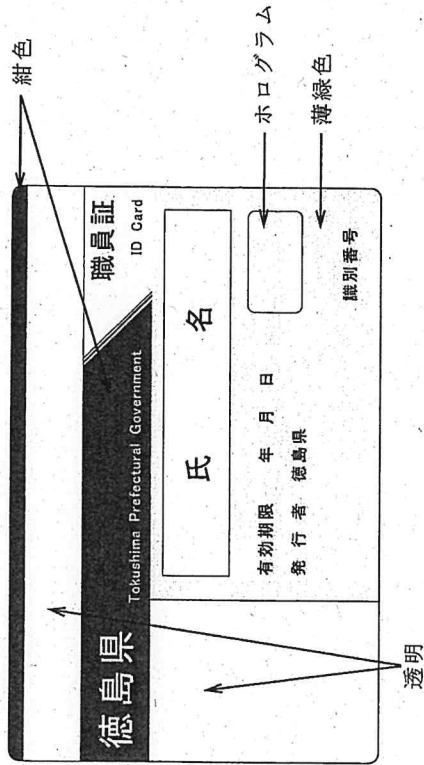
備考

- 1 プラスチック製とする。
- 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 3 ホログラムにより県章を表示する。
- 4 氏名欄に職員が自署すること。

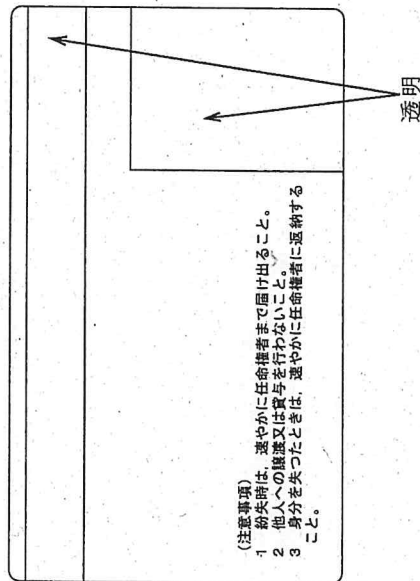
(現行)

様式第1号 (第16条の2関係)

(表)



(裏)



備考

- 1 プラスチック製とする。
- 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 3 ホログラムにより県章を表示する。
- 4 氏名欄に職員が自署すること。